

応募に際しての注意事項

- (1) 科学研究費補助金等、国や独立行政法人等による大型の研究開発推進事業等により、研究資金を受けている場合には、エフォート*もしくは研究開発課題提案内容の重複等により、本研究開発提案が不採択となる場合があります。これらの情報は、提案書類の様式に従って記載頂きますが、不実記載の場合は本研究開発提案が不採択、採択取り消し又は研究開発費が減額配分となる場合がありますので、御注意下さい。

*エフォートについては、総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、当該研究の実施に必要な時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- (2) 研究開発費の不適正な使用等を行った研究者については、次の通り応募資格に制限があります。

J S Tの諸事業に関して、不適正経理を理由に研究開発費等の全部または一部を返還させられた研究者等については、一定期間J S Tの諸事業に応募することも参加することもできません。

- (3) 生命倫理及び安全の確保に関し、代表研究者及び共同研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究開発については、必ず所定の手続きを行っておく必要があります。詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/index.htm

- (4) 研究開発計画、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいて下さい。

- (5) 提案書類は、「独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律」その他の観点から、審査以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。この法律を遵守した上で、重複提案の制限に必要な部分のみ、他の研究資金配分の担当課に対して情報提供を行うことがあります。詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/030307_2.html

- (6) 「ポストゲノム」は国家的・社会的に重要であって関係府省の連携の下に推進すべきテーマとして、各府省の関連施策等の不必要な重複の排除、連携の強化等を図ることとなっており、本事業は、科学技術連携施策群（ポストゲノム）のもとで推進される「ライフサイエンス分野のデータベースの統合化に関する調査研究」（統合データベースの取組）と連携した研究開発の実施が求められています。また、文部科学省は、本事業と連携して、「ライフサイエンス分野の統合データベース整備事業（略称 統合データベースプロジェクト）」（平成18年度政府予算の成立が前提）を推進することとしています。このため、本公募により採択された研究開発課題の研究開発終了時期は、研究途上において調整させていただくことがあります。

なお、「ライフサイエンス分野のデータベースの統合化に関する調査研究」（統合データベースの取組）及び、「ライフサイエンス分野の統合データベース整備事業（略称 統合データベースプロジェクト）」の詳細につきましては、以下の URL をご参照下さい。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/09/05091501/003.pdf

http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/05090202/044.pdf